

第1 審議会の結論

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条に基づいて山梨県知事（以下「実施機関」という。）が作成した「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書（案）」（以下「本件評価書」という。）については、特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号。）第10の1（2）に定める審査の観点における主な考慮事項（以下「考慮事項」）に照らして点検を行ったところ、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。

なお、当審議会は、特定個人情報ファイルの取扱いに係る適正な運用が一層図られるよう次のとおり意見する。

1 業務端末について

業務端末においては、代表端末ほど厳格なセキュリティが確保されていないことから、業務端末の違法な取扱いによる情報漏えいが懸念される。したがって、実施機関は、成りすまし防止等の対策について検討し、本件評価書に記載すべきである。

2 媒体連携について

媒体連携は入退室管理を行うサーバ室内で行うこととされており、その際に用いる記録媒体の管理が適切に行われないと媒体連携全体のセキュリティが低下する。したがって、実施機関は、当該記録媒体に対する厳格な運用管理について本件評価書に記載すべきである。

3 従業者の必要な知識の習得について

「従業者に対する教育・啓発」として、住民基本台帳ネットワークシステムを操作する従業者に対し、研修を実施し、必要な知識の習得及びセキュリティに関する意識の向上を図り、その記録を残すこととされている。しかし、情報セキュリティにおいては、意識の向上以前に知識が必須であることから、講義形式の研修に加え、資格の取得を求めるなど、従業者に必要な知識を習得させることについて、本件評価書に記載すべきである。

4 違反行為をした従業者等に対する措置について

考慮事項においては、「違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。」という観点が挙げられていることから、実施機関は、「違反行為をした従業者等に対する措置」について本件評価書に記載すべきである。

第2 審議経過

年 月 日	審 議 事 項
平成27年 5月28日	諮問
平成27年 6月 9日	審議
平成27年 7月 7日	審議

第3 山梨県個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
吉澤 宏治	弁護士	会 長
坂本 玲子	山梨県立大学教授	
堀内 寿人	弁護士	会長代理
原 敏	山梨学院大学准教授	
市川 由美	元労働委員会事務局長	